

男性育児休暇取得の促進について

男性の育児休暇取得を推進するために以下の通り計画を立てて実施していくことを、ここに掲載いたします。

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

R4年 1月 21日～ R9年 1月 20日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

- 令和4年1月～

各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

- 令和6年1月～

育児休業中の従業員に対し、1ヵ月に1回のオンライン面談を実施して、休業中の不安等の解消を図る

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和4年4月～

社員のニーズの把握、検討開始

- 令和6年4月～

制度導入

社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知